

秋田市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、本市収納代理金融機関を次のとおり指定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する金融機関  
株式会社北日本銀行全店舗
- 2 指定年月日  
令和4年4月1日
- 3 取扱事務  
本市の公金収納事務